

- (五) 若年運転者講習終了者に係る特例取得免許の取消しの基準を定めることとした。(第三九条の二の二関係)
- (六) 若年運転者講習の講習手数料の基準を定めることとした。(第四三条関係)
- その他
- 3 (一) 自動車の積載の制限について、積載物の長さにあつては、自動車の長さの一・二倍を、積載物の幅にあつては、自動車の幅の一・二倍を、それぞれ超えてはならないこととする。とともに、積載の方法について、自動車の車体の左右から自動車の幅の一〇分の一の幅を超えてはみ出してはならないこととした。(第二二条関係)
- (二) 運転免許試験の一部免除の対象となる特定失効者又は特定取消処分者から除かれる者として、運転免許が失効し、又は一定の病気等を理由とする運転免許の取消しを受けた後に一般違反行為等をして運転免許の拒否処分の基準に該当した者を追加することとした。(第三四条の三関係)
- (三) 特定失効者又は特定取消処分者で、原動機付自転車免許以外の運転免許であつて原動機付自転車を運転することができないものを受けていた者について、原動機付自転車免許の運転免許試験の一部を免除することとした。(第三四条の五関係)
- (四) 臨時適性検査を行うことができる場合として、運転免許を受けた者の身体の状態に照らして、その者が自動車等の安全な運転に必要な認知又は操作のいづれかに係る能力を欠いているおそれがあると認められるときを追加することとした。(第三七条の七関係)
- (五) 自国の運転免許証に日本語による翻訳文を添付することにより我が国において運転することができるようになる国又は地域から、エストニア共和国を削ることとした。(第三九条の四関係)
- (六) 認知機能検査手数料及び高齢者講習の講習手数料の基準を改めることとした。(第四三条関係)
- (七) その他所要の規定を整備することとした。

4

- 施行期日等
- (一) 所要の経過措置を設けることとした。
- (二) (三)を除き、この政令は、道路交通法の一部を改正する法律(令和二年法律第四二号)の施行の日(令和四年五月一三日)から施行することとした。
- (三) 3(五)については、公布の日から施行することとした。

政令

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年一月六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第十五号

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
内閣は、道路交通法の一部を改正する法律(令和二年法律第四二号)附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。
道路交通法の一部を改正する法律の施行期日は、令和四年五月十三日とする。

内閣総理大臣 岸田 文雄

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年一月六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第十六号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律(令和二年法律第四二号)の施行に伴い、及び道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の規定に基づき、この政令を制定する。
道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)の一部を次のように改正する。
第二十二條第三号イ中「十分の一」を「十分の二」に改め、同号ロ中「自動車の幅」の下に「その幅の十分の二の幅を加えたもの」を加え、同条第四号ロ中「はみ出さないこと」を「自動車の幅の十分の一の幅(一)に、」を超えてはみ出さないこと」を「」を超えてはみ出さないこと」に改める。
第二十六條の二第一号中「旅客自動車運送事業」の下に「以下「旅客自動車運送事業」という。」を加える。

第三十二條の二第一項中「自衛隊用自動車で自衛官が運転するもの以外の」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 第三十二條の七第一号に掲げる者に該当して大型自動車免許を受けた者で二十一歳に満たないもの又は第三十四條第一項に規定する者に該当して大型自動車免許を受けた者 自衛隊用自動車
- 二 前号に掲げる者以外の者 第十三條第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するもの(緊急用務のための大型自動車の運転に関し内閣府令で定めるところにより公安委員会が行う審査に合格した者が運転するもの及び自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く)に該当する大型自動車

第三十二條の二第二項を次のように改める。
2 法第八十五條第五項の政令で定める中型自動車は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める中型自動車とする。

- 一 前項第一号に掲げる者であつて二十歳に満たないもの 自衛隊用自動車で自衛官が運転するもの以外の中型自動車